

## 産業建設委員会

**質** 現在国で審議されている水道法改正案が成立した場合の本市への影響は。

**答** 法案が成立すると市が水道施設を保有したまま、運営権を設定できるようになるが、現行料金の中で民間事業者が十分な利益を得られるか不透明であるため、法案成立後すぐに実施準備をすることは考えていない。

**質** 下水道事業会計における今後の事業見通しは。

**答** ここ2〜3年で事業化区域内の管渠整備が完了する予定であり、現在、区域拡大を含め、事業計画の変更作業を進めている。

**質** 農地・農業用施設災害復旧支援事業費補助金の概要及び補助対象者は。

**答** 大雨被害を受けた農地・農業施設の復旧に要する重機の借り上げや資財購入費の4分の3を助成するものである。土地改良区、農道管理組合、水利組合、自治会また町内会が補助対象となる。個人農家は自治会等を通して申請していただきたい。

**質** 建築基準法の基準を満たしていないことにより、改修を行うための

基礎調査を行う、旧料亭金勇のブロック塀の状態は。

**答** 南側のブロック塀は、高さの基準を超えている。前面のブロック塀は、鉄筋が基準どおり入っているか不明であるほか、控え壁が設置されており、基準を満たしていない状態である。

**質** 金勇に新たな塀を設置する際、建物に合った木塀等の外構にするべきではないか。

**答** 基本的には現在の景観を維持する考えであるが、木塀等の方法も検討したい。

**質** 掛け地近接等危険住宅移転事業の対象となる市内の区域は。

**答** 30年3月末現在、危険が著しいとして県が指定する区域も含め、急傾斜地崩壊危険区域、地すべり防止区域、土砂災害警戒区域の計226カ所で、区域指定される以前に建設し、居住している住宅が対象となる。

**質** 住宅リフォーム支援事業の上限額や使い勝手など、制度拡充の検討はできないか。

**答** 27年度に制度を拡充し、補助上限額まで複数回利用できるようにした。本事業は31年度までと定めており、事業継続については、実績、効果等を見きわめ、制度拡充も含めて検討していく。

(落合範良)

## 議会基本条例策定 特別委員会

8月9日開催の委員会では、条例に盛り込む項目について協議を行った。

「最高規範」の項目について

**意見** 最も尊重されるべき位置づけにすることを条件に、「他の条例等との関係」にかえてもよい。

「議員間の自由討議」の項目について

**意見** 他市議会の例も参考にしながら十分に協議すべき。

「通年議会制の導入」の項目について

**意見** より慎重な議論が必要である。現段階では不要である。

県内他市に見られ当市議会条例案のたたき台にない項目について

**意見** できる限り取り入れるべき。

**意見** 既に本市条例に盛り込まれている項目もあり、不要なものもあるのではないか。

**協議結果** 各項目については、次回へ協議を継続する。

なお、策定スケジュールについては、次年度9月定例会を議案上程の目標とし、条文の検討や市当局との協議、パブリックコメント等を行うことを決定した。

9月定例会における委員会では、条例に盛り込む項目を決定するための検討を行った。

「通年議会制の導入」の項目について  
**意見** 協議に相当の時間を要するため、別途協議の場合において議論するべき。現時点では不要。  
**協議結果** 項目として盛り込まない。

「通年議会制の導入」以外の、検討中の項目について

**協議結果** 次のとおり、必要・不要とする項目を決定した。

必要	不要
議員間の自由討議、報告会及び広報の充実、議会費の要望、緊急事態等への対応、議員の研修、他の条例等との関係、その他の検討中の項目	最高規範、通年議会制の導入、市長による政策の形成過程等の説明、予算及び決算審査における説明、議会の議決事件、議会図書室

また、次回からは条文の検討に進むが、今回の決定を踏まえ、改めて条項及び条文の整理を行い、そのたたき台をもとに協議を進めていく。

(佐藤智一)